

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

## 【目次】

1. 厚生年金保険料率の改定
2. 育児休業の対象者、給付金受給条件等
3. 平成 26 年度最低賃金改定の目安について

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

### 1. 厚生年金保険料率の改定

---

平成 26 年 9 月分より、厚生年金の保険料率が 0.354%引き上げられ、17.474%(会社・本人それぞれ 8.737%)となります。

給与から控除する厚生年金保険料は、10 月支給分から変更となります。ただし、社会保険に加入した月に支給する給与から保険料の控除を開始している場合は、9 月に支給する給与から変更となります。

賞与については先述の変更月に関わらず、9 月に支給する賞与から新しい保険料率が適用されます。

算定基礎届による標準報酬月額の変更も、厚生年金の保険料率改定と同じタイミングで実施されます。

なお、健康保険及び介護保険の保険料率は変更ありません。

参考：

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/0000021234TR9eODZF2H.pdf>

保険料額表：

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/00000212326QIC7K0yfd.pdf>

---

## 2. 育児休業の対象者、給付金受給条件等

---

最近、育児休業に関する問い合わせが増えていきます。  
育児休業の取得や給付金受給の可否、社会保険料等について  
まとめました。

### <育児休業ができる従業員>

#### ・雇用契約期間の定めのない従業員

原則として1歳未満の子を養育する従業員であれば、だれでも  
取得することができます。

(育児休業に関する労使協定を結び、入社1年未満の従業員や、  
週の所定労働日数が2日以下の従業員を除外した場合を除く)

#### ・雇用契約期間の定めのあるパートや契約社員等

下記a、bの両方に該当する場合に育児休業をすることができます。

a.1年以上継続して雇用している

b.子の1歳の誕生日以降も引き続き雇用が継続し、2歳の誕生日の  
前々日までに契約が終了することが明らかでない

### <雇用保険育児休業給付金の受給対象者>

1年以上雇用保険に加入しており、育児休業前2年間で11日以上  
勤務した月が12ヶ月以上ある場合(前職も加算可)。

※勤務した日には、有給休暇も含まれます。

### <育児休業中、復帰後の社会保険料等>

#### ・社会保険料の免除期間

子が3歳になるまでの間、育児休業を開始した月分から職場復帰  
した月の前月分まで、会社負担、本人負担ともに免除となります。

#### ・育児休業終了時の月額変更

休業中の標準報酬月額と、職場復帰した月から3か月間の  
平均給与額を基にした標準報酬月額に、1等級以上の差が  
あれば、4か月目から月額変更となります。

※固定的賃金の変動がなくても月額変更となります。

#### ・厚生年金保険の養育期間特例

育児休業終了時の月額変更で標準報酬月額の等級が下がった  
場合でも、将来の年金計算は下がる前の等級で計算されます。

※傷病手当金等、健康保険の給付については、実際に下がった等級に基づいた金額となります。

参考:

育児休業をすることができる期間雇用者

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1x.pdf>

育児休業給付金

[https://www.hellowork.go.jp/dbps\\_data/\\_material/\\_localhost/doc/ikuji\\_kyufu.pdf](https://www.hellowork.go.jp/dbps_data/_material/_localhost/doc/ikuji_kyufu.pdf)

健康保険・厚生年金保険の概要

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/service/00000191662JMBzeNTDw.pdf>

---

### 3. 平成 26 年度最低賃金改定の目安について

---

平成 26 年度の地域別最低賃金改定の目安について、現在取りまとめが進められています。

最低賃金は各都道府県毎に、10 月を目途に改定されます。

今年度の引き上げ額の全国加重平均は 16 円で、このとおりに最低賃金が決定すると、全都道府県で生活保護との逆転現象が解消されることとなります。

なお、現在答申が行われている関東 1 都 2 県の平成 26 年度最低賃金の目安は以下のとおりです。

東京都:888 円(19 円)

埼玉県:802 円(17 円)

神奈川県:887 円(19 円)

※()内は平成 25 年度からの引き上げ額

最低賃金は毎月支給される基本的な賃金の 1 時間単価の最低基準です。以下のような賃金・手当は含まれませんので、給与額を決定する際はご注意ください。

- ・皆勤手当、精勤手当、通勤手当、家族手当
- ・臨時に支払われる賃金・手当
- ・時間外労働、休日労働、深夜労働に対する手当
- ・賞与等、1 月を超える期間毎に支払われる賃金

参考:<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052740.html>

**\* 毎月 1 回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の  
連絡先までお気軽にご連絡ください。**

---

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>

---

★5月30日に代表山口の新著が発売されました。

「裁判事例から見える労務管理の対応策」(新日本法規出版)

[http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail\\_50857.html](http://www.sn-hoki.co.jp/shop/product/book/detail_50857.html)